

教職員分の学校給食費徴収に係る今後の予定について

令和5年度から全ての教職員の学校給食費を個別に徴収するよう下記のとおり準備を進めていきたいと存じます。

記

1 概要

- (1) 児童生徒と同様に、5月から2月までの10期にわたり徴収を行います。**口座振替日、及び納期限は25日**(土曜、日曜、祝日の場合は、翌営業日)とします。
- (2) 徴収する金額は、原則児童生徒と同額となります。**(小学校5,000円、中学校5,600円)**欠食等に伴い金額が異なる場合は、個別に通知します。
- (3) **原則口座振替**での納付としますので、**教職員の皆様は各自手続き**をお願いします。
- (4) 教育実習生等、及び試食会を開催した際の保護者の学校給食費は、令和5年度以降も該当の学校宛てに納入通知書を作成して送付しますので、対象者から徴収し納付をお願いします。

2 手続き方法について

(1) 職員個人が行う手続き

① 「釜石市学校給食(職員等)申込書」の記入

システムでの管理上、**住民票上の住所(現住所と住民票上の住所が異なる場合は注意してください。)**や**生年月日等の個人情報が必要**となることから、「釜石市学校給食(職員等)申込書」を記入し、各学校の担当者に提出してください。

② 口座振替の手続き

希望する金融機関に応じて手続きをお願いします。なお、**普段使用している口座(給与口座等)を指定**いただきますよう御協力をお願いします。

対象金融機関は、

- ・ 岩手銀行 ・ 東北銀行 ・ 北日本銀行 ・ 宮古信用金庫 ・ 東北労働金庫
- ・ 花巻農業協同組合 ・ 東日本信用漁業協同組合連合会 ・ ゆうちょ銀行

(ア) ゆうちょ銀行を希望する場合

「釜石市学校給食費自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、各学校の担当者に提出してください。

(イ) ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する場合

預金通帳、通帳届出の印鑑を持参し、金融機関窓口に備え付けてある「市税等口座振替依頼書」を記入のうえ、金融機関窓口に直接提出してください。

ただし、対象となる職員の子が市内の小中学校に通学しており、給食費の口座振替手続きが完了している場合は、その口座から振替をするため手続きは不要です。

(例)

- ・ 釜石太郎(下記2名の学校給食費納入義務者、給食対象の職員)
- ・ 釜石一郎(市内の中学校に通学)
- ・ 釜石二郎(市内の小学校に通学)

【岩手銀行 釜石支店 普通 カマイシイチロウ】の口座を、一郎及び二郎の給食費振替口座としてすでに手続きしている場合は、上記の3名分の給食費を口座振替するためこのケースに該当する教職員は今回手続きしないでください。(納入義務者1名に対して、1つの口座しか使用できないため。)

(2) 学校が行う手続き

① 対象者のとりまとめ

教職員が個々に記入した「釜石市学校給食(職員等)申込書」をとりまとめ、Excelファイル(様式は別途案内予定)で学校給食が配食されている全ての教職員の一覧表作成し、メールで提出するようお願いします。**提出の際は、「釜石市学校給食(職員等)申込書」とExcelファイルを突合**して漏れがないようお願いします。

なお、**対象者のとりまとめ後に新たに在籍することとなった職員がいる場合**は、**在籍することとなった日から14日以内**にExcelファイル(その教職員がゆうちょ銀行での口座振替を希望する場合は、「釜石市学校給食(職員等)申込書」を取りまとめ提出)の提出を併せてお願いします。

住民票上の住所等の個人情報の変更があった場合は、変更後14日以内に御連絡をお願いします。

② 「釜石市学校給食費自動払込利用申込書」のとりまとめ

教職員が個々に記入した「釜石市学校給食費自動払込利用申込書」(ゆうちょ銀行を希望する場合に使用する申込書)をとりまとめて提出をお願いします。ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する場合は、とりまとめ不要です。

3 今後のスケジュール(予定)

- ・ 令和4年11月下旬～12月上旬
各学校に令和5年度から徴収方法が変更になることについて文書で通知する。
- ・ 令和4年12月上旬～令和5年1月下旬
各学校、及び各職員がそれぞれ所要の手続きを行う。
- ・ 令和5年3月中旬～4月中旬

令和5年度異動になる教職員の手続きについて案内する。

- ・ 令和5年5月～

令和5年度分の学校給食費から教職員分も個別に徴収を開始する。